加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(設置)

第1条 加須市障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定 及び推進に関する事項を総合的に検討し、もって、本市における障がい者 に関する施策の推進を図るため、加須市障がい者施策推進懇話会(以下「懇 話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
 - (3) 計画の推進に関すること。
 - (4) その他計画の策定、推進等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市内の公共的団体等の代表者
 - (3) 民間団体等の代表者

(会長及び副会長)

- 第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の委員以外の者を会議に出 席させ説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(任期)

- 第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務)
- 第7条 懇話会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。